

令和7年8月21日

徳島大学教職員労働組合

中央執行委員長 山口裕之 殿

国立大学法人徳島大学長

河村保彦

入試手当支給細則(案)に関する団体交渉後の要望文書について(回答)

7月31日付け文書にて要望のありました標記について、下記の通り回答します。

記

- 各科目のポイントを算出した具体的な根拠をお示しください。組合宛の文書回答をお願いいたします。
- ➡ 各科目のポイントを算出した具体的な根拠につきましては、別紙のとおりとなります。積算に当たっては、問題作成については「問作作成者数(責任者を含む。)」及び「設問数」を、採点については「採点者数」、「受験者数」及び「設問数」を要素として、それぞれのポイントを算定しています。さらに、令和6年度入試における超勤実績とも比較し、問題作成及び採点業務を行った場合のシミュレーションを行った上で、他大学の実績とも照らし合わせて、ポイントの適正性の確認を行っています。

なお、令和6年度入試における総合科学部の小論文の問題作成を担当した教員4名について、入試超勤の実績を確認したところ、いずれも現在の入試手当案における算定額が入試超勤を上回っていました。当該教員は大学入学共通テストでも業務を担当されていたことから、両方の支給額を合算した形で認識されていた可能性も考えられます。

入試超勤については、各業務が何時間で算定されたかを確認するには給与明細を個別に確認する必要があり、個々の業務の支給額の把握することは困難です。一方、入試手当では各業務に対してポイント(=支給額)が細則により明確に規定されるため、透明性が高く明確な支給が可能であると考えています。

- 作成責任者・作成担当者・採点担当者への実態調査を求めます。調査の内容としては、以下4点が基本的な項目かと存じます。
 1. 問題作成検討会議の回数、その他の打ち合わせの回数と、それら一回当たりの所要時間。
 2. 問題作成のために研究室や自宅などでかける時間

3. 採点にかかる時間

4. 作成責任者になった場合、どれぐらい時間や手間がかかるか

- ➡ 先日の団体交渉でご説明しましたとおり、業務時間に基づく算定方法では、個人差が生じるため、同等の業務を担当していても支給額に差が生じることとなり、公平性が損なわれると考えます。

また、「問題作成検討会議の回数」や「1回当たりの所要時間」、「採点にかかる時間」については入試課にて把握していますが、それ以外の業務に要した時間については、各担当者の記憶や個別の把握に頼らざるを得ず、正確な情報の把握が困難な状況です。

さらに、正確な情報を把握することは担当者への負担も大きく、情報の正確性を担保することも難しいことから、詳細な実態調査を行うことは現実的でない判断しております。

- 9月11日(木)に開催予定の総合科学部教授会前の時間にて、担当理事ないし担当課長からの直接の説明を求めます。
- ➡ 8月下旬から9月上旬の間に総合科学部長への説明を行うよう検討します。